

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	( 時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	( 時間 分)	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )  
年 月 日

使用者 職名  
氏名



労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。

(この頁は提出書類ではありません)

☆ 1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届の注意事項は、次のとおりです

1  いつ (どんなとき) 提出するか?	一箇月のうち、特定の時期が忙しいことがあらかじめ想定できるときに提出します。
2  だれが提出するか?	使用者が提出します。
3  どこに提出するか?	事業場を管轄する労働基準監督署長に提出します。
4  いつまでに提出するか?	予め、つまり実際に労働させる前に提出する必要があります。
5  なん部提出するか?	同じものを3部作成します。1部は労働基準監督署長に提出、もう2部は受領印をもらい、1部は事業場が保管、もう1部は事業場に掲示することとされています。提出は郵送でも構いません。その場合は、返信用封筒を同封します。
6  ポイントは何か?	就業規則に定めた場合は、提出の必要はありません。

※ 使用者とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべてのもの」を言います。たとえば、工場長や人事部長など事業主から一定の権限を与えられている者を含みます。